

笠松町こども館基本計画



現笠松町こども館（笠松町田代 290 番地）

令和2年10月

I. こども館の現状と課題

1. 現 状

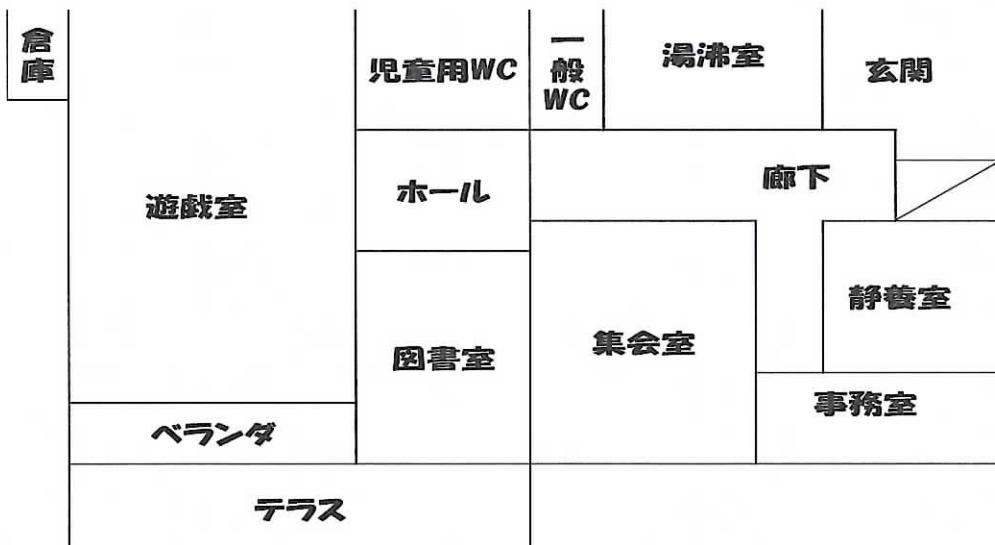
①概要について

区分	内 容
用 途	小型児童館（地域子育て支援拠点）
開所年月	昭和43年1月
面 積	建物：348.6m ² （木造平屋建） 敷地：2,192m ² （駐車場含）
設 備	遊戯室、図書室、集会室、静養室兼授乳室、事務室等（空調完備）
そ の 他	平成30年4月から「児童館」から「こども館」に名称変更
	平成31年4月から社会福祉法人笠松町地域振興公社に運営委託

②利用について

区分	内 容
対象児童	乳幼児とその保護者・児童（年齢：0歳～18歳未満）
開館時間	午前9時～午後5時
休 館 日	月曜日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）
利用方法	自由来館（行事等は、事前申込みが必要な場合がある。）
利 用 料	無料

③施設平面図



④利用状況

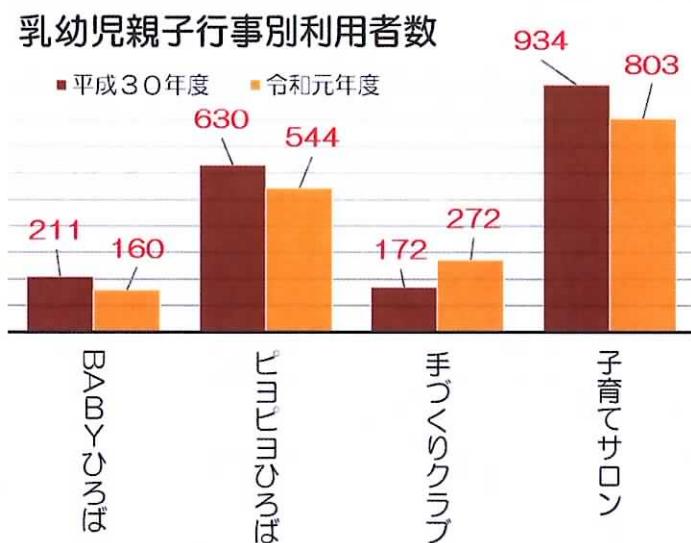
対象者別利用者数

■ 平成30年度 ■ 令和元年度



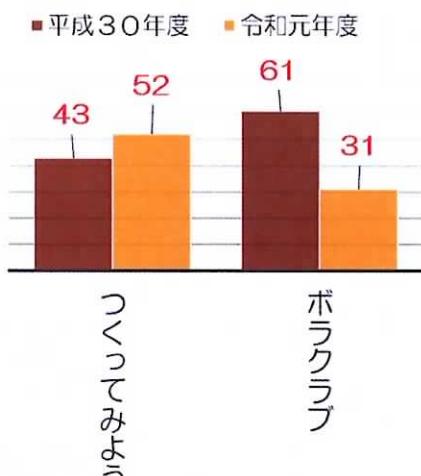
乳幼児親子行事別利用者数

■ 平成30年度 ■ 令和元年度



小学生行事別利用者数

■ 平成30年度 ■ 令和元年度



2. 課題

①施設の老朽化

築50年以上、耐震性の問題

②立地条件の問題

病院に隣接し交通量が多い

③継続的な財政負担

年間約200万円の敷地借地料

④公共施設の集約化

施設の有効活用

※笠松町公共施設等総合管理計画より

⑤保護者さんの要望

身近な公園・こども館の整備充実等

※第2期笠松町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査より

II. こども館検討懇談会

こども館の今後について検討するにあたり、幅広く子育てに携わる方々の意見を参考にするため、こども館検討懇談会を開催した。

(1) メンバー

主任児童委員、子ども・子育て支援団体、保護者・町内代表、学識経験者等 14名
公募による参加者 6名
計20名

(2) 開催状況と主な意見

第1回 令和2年7月16日（木） 笠松町役場大会議室

《議題》

- ①笠松町の子ども・子育て支援事業について
- ②こども館の現状・課題及び今後について
- ③意見交換

〈テーマ〉・こども館の必要性について

- ・施設の建設又は、既存施設の利用について
- ・こども館に期待される機能や子育て支援事業について

《主な意見》

- ・子ども達の居場所や交流の場としてこども館は必要である。
- ・「児童館ガイドライン」に沿って、子どもの権利条約を意識した施設にしてほしい。
- ・障がいのある子どもも一貫して支援できる施設が必要である。
- ・防災対策がされた施設が望ましい。安全面への配慮が大切である。
- ・案内の英語表記など、外国の方への配慮が必要である。
- ・乳幼児親子から中高生まで、安心して集える場所にしてほしい。
- ・現在の場所は交通量が多く危険であり、移転を検討する必要がある。
- ・立派な建物より中身（支援、事業）の充実が必要である。
- ・現在の公共施設を利用する方法はないのか。
- ・施設の方針や運営面で参考になる児童館をいくつか視察してはどうか。

《視察概要》

令和2年7月30日（木） 名古屋市中川児童館

視察者：笠松町長、町職員4名

子どもの権利条約を基盤とした子ども主体の児童館運営について視察

令和2年8月4日（火） 愛西市永和児童館

視察者：懇談会メンバー7名、笠松町長、町職員1名

未就園児の子育て支援から小中高生の自主性の育成まで児童館の役割と活動を視察

第2回 令和2年8月6日（木） 笠松町役場大会議室

《議題》

- ①第1回検討懇談会意見まとめ、視察報告
- ②候補地比較（笠松小学校一部改修、厚生会館改修、桜町地内町有地、
旧給食センター跡地、松枝小学校南体育館敷地、スポーツ交流館改修）
- ③平面イメージについて
- ④意見交換（グループ討論）
 - 〈テーマ〉・新築又は既存施設改築と、その場所について
 - ・こども館に期待する機能と、それに伴う平面イメージについて

《主な意見》

- ・横に長い町の形状から利用しやすさを考えると、各校区に1施設が理想的である。
- ・町内で1施設設けるなら、中央に位置する笠松地域が利用しやすい。
- ・既存施設はどれも築年数が古く、災害が起きた場合など安全面に不安がある。
- ・学校関係施設は学校との管理区分で問題があり、互いの活動に支障が生じる恐れがある。
- ・不登校の子どもは、学校 자체がNGの場合があり配慮が必要である。
- ・候補地（桜町）は過去に伝染病隔離病棟が建っていたため、地質や埋設物について不安がある。
- ・遊び場で中高生と児童・幼児が混在すると、ケガやトラブルの危険がある。
- ・ことばの教室としての活用についてはどう考えているか。
- ・災害時の避難場所として利用するには2階建の方がよいのではないか。
- ・実際に利用する中高生に、直接意見を聞く場を設けてほしい。

第3回 令和2年8月27日（木） 笠松町役場大会議室

《議題》

- ①第2回検討懇談会意見まとめ
- ②笠松町こども館基本計画（案）について

《主な意見》

- ・桜町地内の町有地に新築する場合、周辺道路は生活道路で交通量が多いので、事故が起きないように対策を考えてほしい。
- ・下羽栗地区としては放課後バスを乗り継いで遊びに行くと時間がかかるので、下羽栗会館を放課後に立ち寄ることができるような場所として活用してほしい。
- ・新たにキッチンを作り、子ども食堂などもできるようにしてほしい。
- ・平面イメージ中のことばの教室が現ことばの教室に比べてスペースが少ないので、ことばの教室を新こども館に設置するのであればスペースを確保してほしい。
- ・災害時にも使用できる外構計画を検討してほしい。
- ・利用者である子ども達と使い方を考えていくことはできないのか。
- ・平面計画決定の前にどのようなものになるのか再度懇談会を開いてほしい。
- ・新こども館ができることをより多くの町民に知ってもらえるようにアピールすべきではないか。また、寄附を募るなどを検討してはどうか。

III. 基本計画

1. 基本計画の考え方

児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念に基づき、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する施設とし、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めるものとする。

18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育ての支援を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにする施設とする。

2. 施設の特性

子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる施設とする。そのために、次のことを施設の特性として充実させるよう努めていく。

- ①安心して利用できる子育て支援拠点（子どもや親同士の交流の場・安全な居場所の提供）
- ②切れ目のない子育てサポート体制の強化（関係機関と連携しての情報提供・相談支援の強化）
- ③子どもの自主的な意思表現の場（自由に意見を述べる場・自分たちで作り上げる活動の提供）
- ④地域コミュニティとの連携促進（地域の子育て経験者との交流・地域コミュニティ活動の場の提供）

3. 整備の考え方

①整備方法

現こども館については、施設の老朽化や交通量が多い等の立地条件の問題とともに、継続的な財政負担の課題がある。また、他の既存施設の利用についても、施設の老朽化や、将来的に修理や補強に係る経費が負担となることや、既に利用している団体等もあるため、現代の子育てニーズに合った施設を別の場所に「新築」し、こども館活動の充実を図る。

②整備地域

町の形状が横に長いことによる利便性や、子育て支援の中核となる施設であることを見据し、中央に位置する「笠松地域に1つ設置」する。

各校区内での設置希望については、既存施設を利用した移動こども館の開設や、子育て行事やイベントの開催場所の分散など、今後のこども館の運営の中で、町内各地域の児童や親子が参加しやすい事業、気軽に立ち寄ることのできる居場所となるよう、検討していく。

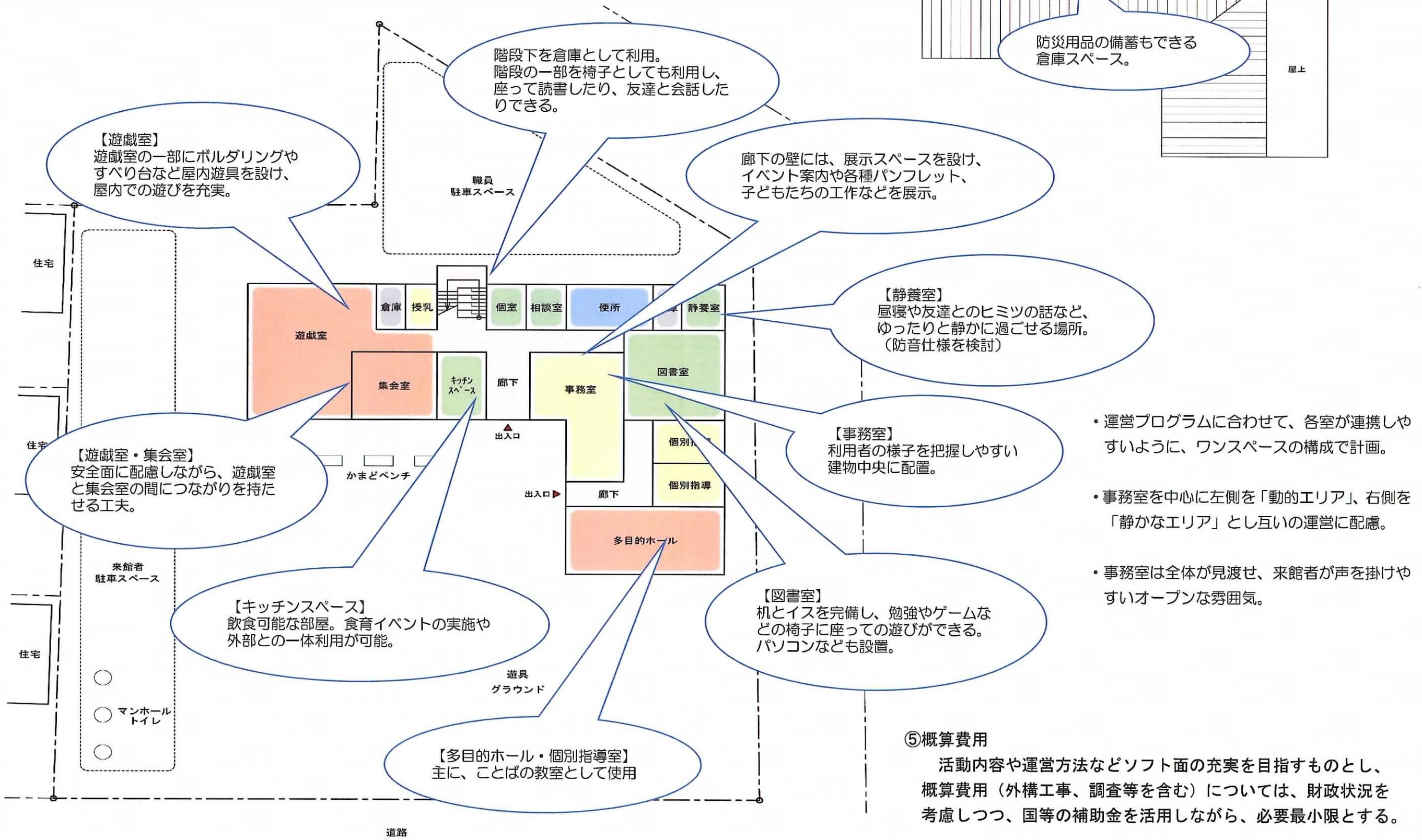
③整備候補地

子育て支援拠点施設としての利便性を考慮し笠松地域とし、財政出動を最小限に抑制する観点から、また地質調査及び埋設物調査の結果（別紙）、安全性が確認されたことにより、「桜町地内の町有地」とする。

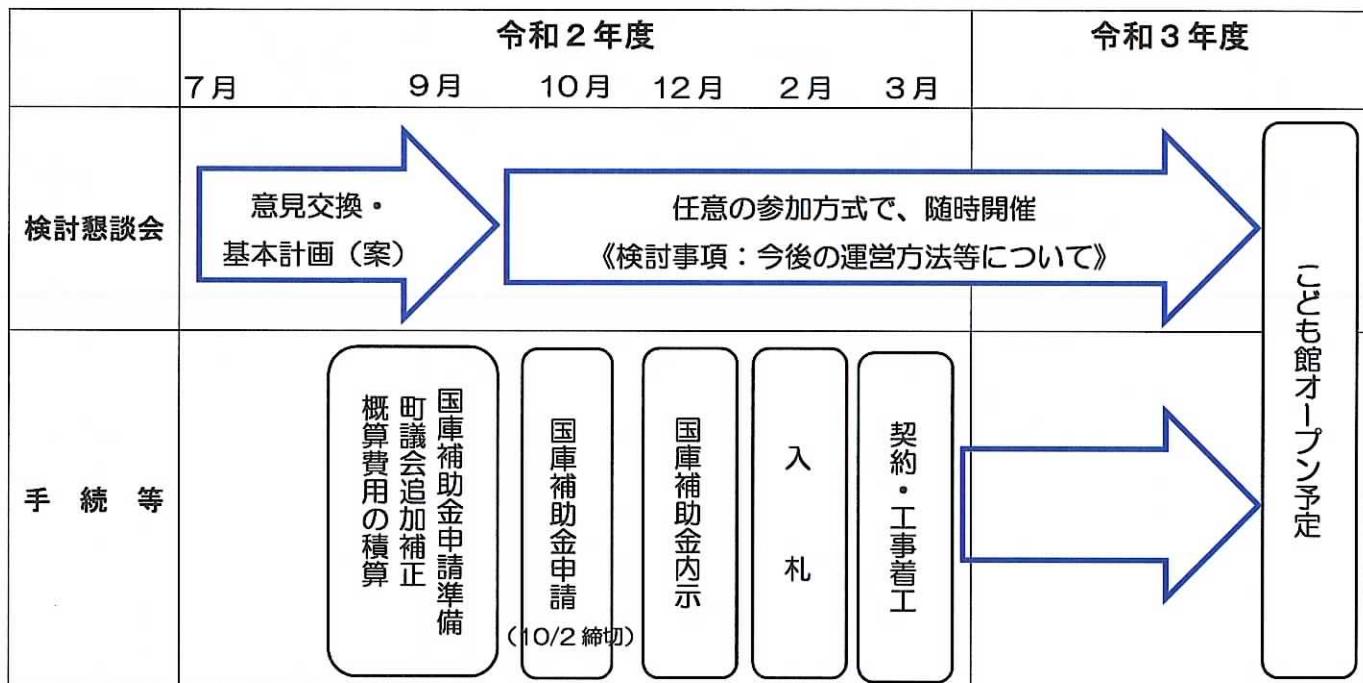
④施設平面イメージ

使用用途に合わせて各スペースを連携させ、開かれたオープンスペースを有効に利用するとともに、年齢・性別・国籍・障がい・発達状況・生活環境などに関わらず、すべての子どもが自由に利用できる、多様性がある施設を目指すことから、「ことばの教室」機能も併せて持つ施設とする。

また、建物内の換気など新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等にも配慮しつつ、地域コミュニティ機能や災害時における避難所機能についても考慮していく。



4. スケジュール



◇笠松町こども館検討懇談会参加者◇

(敬称略)

分 野	氏 名	役 職 等
主任児童委員	志 智 慶 朗	こども館運営協議会委員
	福 田 恵	子育てサロン講師
	加 藤 美智子	こども館職員
町内会	吉 田 繁 之	田代東町内会長
笠松町議会	田 島 清 美	笠松町議會議員
子ども・子育て支援団体	河 田 容 子	教育ボランティアかみふうせん
	樋 口 史 子	かさまつ子どものまち実行委員会
	山 口 真奈美	子どもの発達を考える会「そらいろパレット」
保護者を代表する方	杉 山 寛 子	双葉幼稚園 育友会
	松 原 綾 香	松枝保育所 保護者会長
	長谷部 佳 哲	下羽栗小学校 P T A会長
学識経験者	古 澤 哲 男	笠松町子ども・子育て会議委員
	久 納 万里子	羽島郡二町教育委員会 教育委員
施設運営受託者	上 野 里枝子	笠松町地域振興公社 ことばの教室
公募による方	岩 田 花 織	
	片 山 友紀子	
	野村メリーローズ	
	カラギョル美佐子	
	高 島 久美子	
	田 中 由 恵	

計量証明書



濃度第5号
計量証明事業登録岐阜県 音圧レベル第2号
振動加速度レベル第3号

一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター

〒500-8148 岐阜市曙町4丁目6番地
TEL(058)247-1300 FAX(058)248-0229

環境計量士 杉浦 智彦

令和2年9月7日 ご依頼のありました試料について計量した結果を以下のとおり証明します。

試料の種類	土壤				
試料名	土壤				
採取日時	令和2年9月5日	10時00分	天候	晴	採取者名 株式会社デザインボックス

(注1)上記については収集および持込試料の場合、依頼者の要望により記入しました。

計量の対象	計量の結果	計量の方法	基準値
カドミウム	0.001 mg/L 未満	JIS K0102 55.4	0.01 mg/L 以下
全シアン	不検出(0.1 mg/L未満)	JIS K0102 38.1.2及び38.3	検出されないこと
有機リン	不検出(0.1 mg/L未満)	S49環境庁告示第64号 付表1	検出されないこと
鉛	0.005 mg/L 未満	JIS K0102 54.4	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.04 mg/L 未満	JIS K0102 65.2.1	0.05 mg/L 以下
ひ素	0.005 mg/L 未満	JIS K0102 61.4	0.01 mg/L 以下
ひ素(農用地)	2 mg/kg	S50総理府令第31号 別表	15 mg/kg 未満
総水銀	0.0005 mg/L 未満	S46環境庁告示第59号 付表2	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	不検出(0.0005 mg/L未満)	S46環境庁告示第59号 付表3及びS49環境庁告示第64号 付表3	検出されないこと
PCB	不検出(0.0005 mg/L未満)	S46環境庁告示第59号 付表4	検出されないこと
銅(農用地)	12 mg/kg	S47総理府令第66号 別表	125 mg/kg 未満
ジクロロメタン	0.002 mg/L 未満	JIS K0125 5.2	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	JIS K0125 5.2	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L 未満	JIS K0125 5.2	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	JIS K0125 5.2	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 未満	JIS K0125 5.2	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	JIS K0125 5.2	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L 未満	JIS K0125 5.2	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	JIS K0125 5.2	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L 未満	JIS K0125 5.2	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L 未満	JIS K0125 5.2	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.0006 mg/L 未満	S46環境庁告示第59号 付表5	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.0003 mg/L 未満	S46環境庁告示第59号 付表6 第1	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.002 mg/L 未満	S46環境庁告示第59号 付表6 第1	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.001 mg/L 未満	JIS K0125 5.2	0.01 mg/L 以下
セレン	0.002 mg/L 未満	JIS K0102 67.4	0.01 mg/L 以下
ふつ素	0.2 mg/L	JIS K0102 34.1	0.8 mg/L 以下
ほう素	0.02 mg/L 未満	JIS K0102 47.3	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	S46環境庁告示第59号 付表8	0.05 mg/L 以下
クロロエチレン	0.0002 mg/L 未満	H9環境庁告示第10号 付表	0.002 mg/L 以下
備考	農用地の計量結果は乾物表示です。 調査場所:羽島郡笠松町桜町地内(羽島郡防疫組合跡地) 調査事業者名:株式会社デザインボックス 業務名:羽島郡防疫組合跡地調査業務		
試験方法	土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年8月23日 環境庁告示第46号) [溶出試験]		
試験実施期間	令和2年9月7日	~	令和2年9月18日

(注2)この計量結果は供試試料に限ったもので試料が代表試料であることを保証しておりません。

(注3)当センターの書面による承認なしにこの計量結果の一部だけを複製することを禁止致します。

埋設物調査

地中レーダー探査

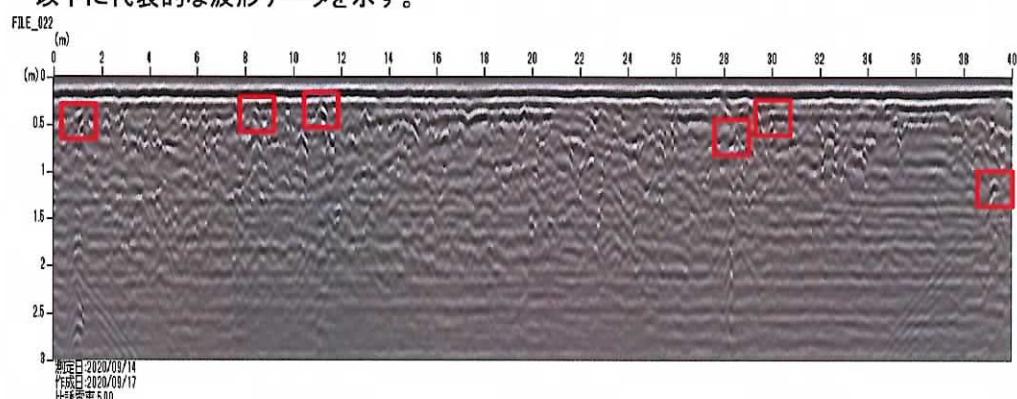
調査は電磁波地中レーダーにより行った。

対象範囲を2.0m間隔で縦横断方向に走査し、深さ3.0m程度までにある2.0m×2.0m程度以上の埋設物を調査した。

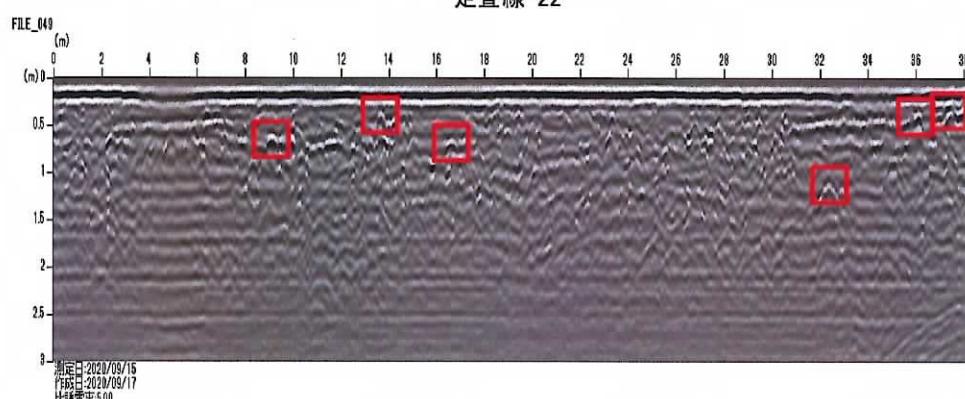
調査の結果、対象範囲に埋設物による反応があった。周辺を詳細に調査した結果、連続した反応ではないことから、0.5m×0.5m程度の埋設物(転石等)と判断した。調査範囲において、2.0m程度以上の埋設物は存在しないと思われる。(埋設物調査図を参照)

今回の調査において、埋設物の特定は出来ない。また、調査範囲が芝生の為、走査に影響を与えており、測定誤差が発生しやすいと思われる。

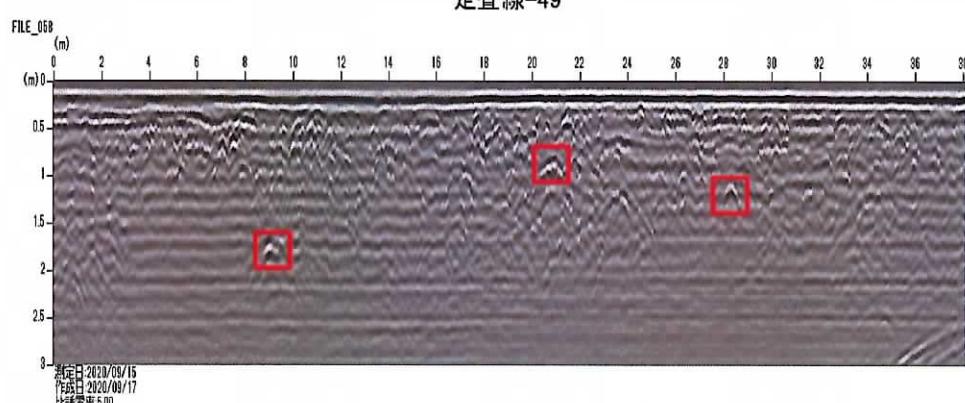
以下に代表的な波形データを示す。



走査線-22



走査線-49



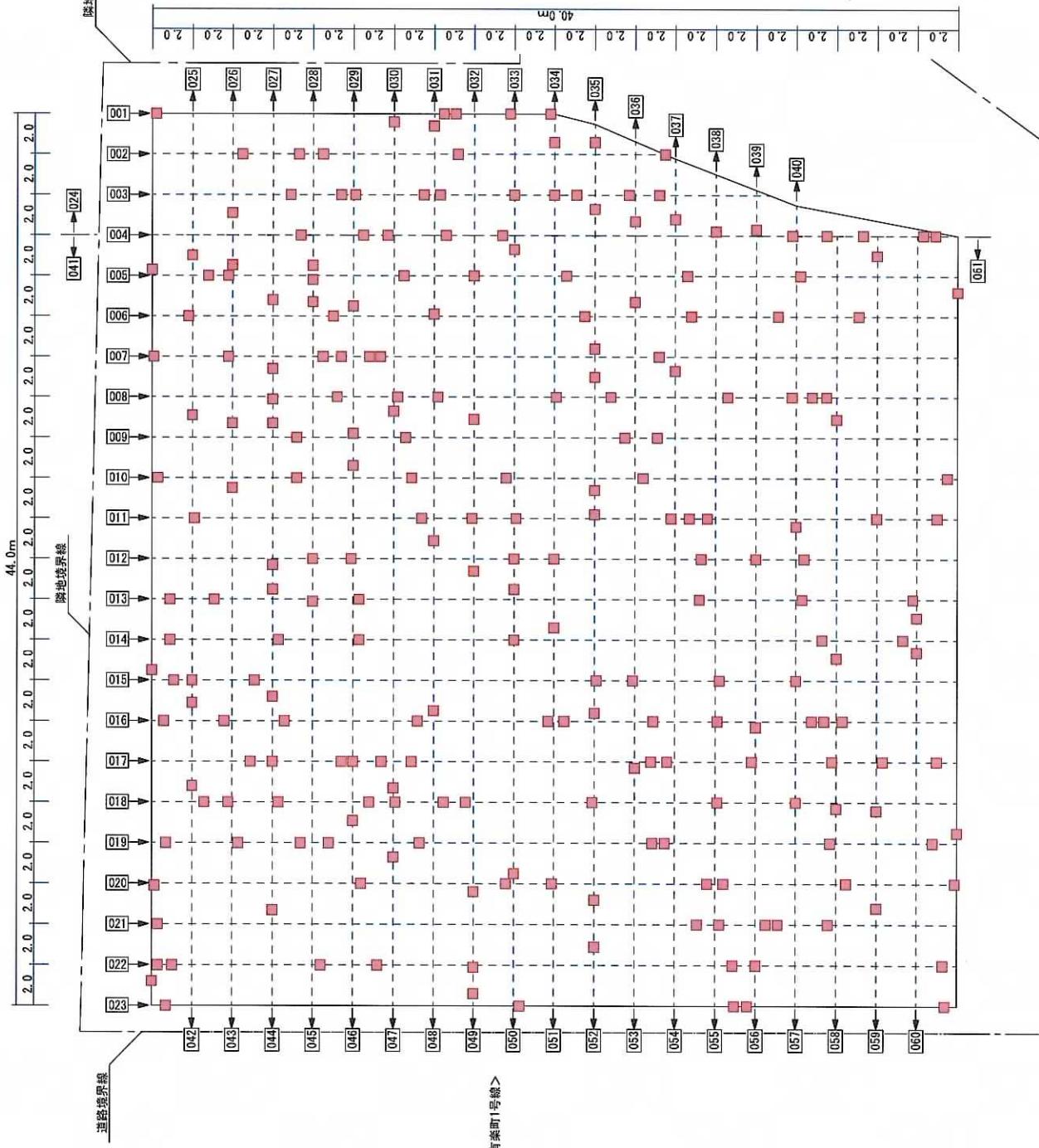
走査線-58

反射波形(地中レーダー)

埋設物調査図

図示凡例

- : 走査線
- : 推定埋設物位置
(0.5m × 0.5m程度)
- : 推定埋設物位置
(2.0m × 2.0m程度)



(隣地・道路境界線は概略である)

羽島郡防波堤合跡地調査業務

測定箇所	立派町 梶町 塩内
縮尺	1/200
測定日付	2020/9/14, 15